

第1問

問題文

平成5年からE歯科医院（以下「E医院」という。）を営んでいる歯科医Aには、子B及び妻Cがおり、Bには妻Dがいる。Cは、歯科医であり、E医院と別の県において、平成10年からF歯科医院（以下「F医院」という。）を営んでいる。B及びD（以下「B夫婦」という。）は、A及びC（以下「A夫婦」という。）とF建物に同居している。F建物は、もともと1階建ての家屋であったが、平成27年3月、A夫婦とB夫婦で住み分けるために、Aの費用負担において2階部分を増築し、B夫婦は2階に住むようになった。2階には、台所、バス、トイレはあるものの、独立の出入口はない。家事は、A夫婦とB夫婦が相互に助け合い行っている。

Bは、平成26年5月に歯科医師国家試験に合格し、以降、E医院において、Aとともに診療に従事していた。平成26年10月から12月の間は、AからBが月25万円の給与を受けている旨の届出が税務署になされていたが、平成27年3月11日には、B名義の個人事業の開業届を所轄税務署長に提出した。

BがE医院において診療への従事を開始するに当たっては、新たに医療器具の購入や医院の改装を行う必要があった。そのため、A名義でその費用を借り入れ（以下「本件借入れ」という。）、Aが契約の当事者となって、医療器具の購入や医院の改装を行った。本件借入れに当たっては、Aの所有するE医院の敷地及び建物に根抵当権が設定され、返済はA名義の預金口座からなされている。

BがE医院において診療への従事を開始して以降、B固有の患者が来院するようになり、これにより、E医院の収入は、平成26年から飛躍的に増大し、平成28年においては、Bが診療へ従事する以前の2倍ほどの収入を計上するようになった。このようなE医院へのBの寄与に鑑みて、Aは、平成28年におけるE医院の診療報酬総額4,000万円をBと折半した。AとBは、BがE医院において診療への従事を開始して以降、E医院の総収入から総費用を控除した残額を按分していたが、その按分割合は明確には定められていなかった。また、E医院の経理上、AとBの收支は区分されていない。

平成28年末、Bは、E医院から独立し、G歯科医院を開業した。しかし、Bの独立以後もE医院の患者数は依然として多く、A一人でE医院の診療業務をこなすことは困難であった。そのため、AはCに対し、E医院の診療業務の一部を委託するようになり、平成29年における業務委託の対価としてCに300万円を支払った。E医院の平成29年における診療報酬総額は3,000万円であった。

以上の事案について、以下の設間に答えなさい。ただし、租税特別措置法の適用は考えなくてよい。

〔設問1〕

所得税法上、平成28年分のE医院の診療報酬額である4,000万円はAに帰属するか。その根拠規定及び適用関係を具体的に示して説明しなさい。ただし、問題文中に掲げたもの以外に、平成28年において、Aに収入はないものとする。

[設問2]

平成29年においてAがCに対し支払った300万円は、同年度のAの事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるか、説明しなさい。

(参考条文) 所得税法施行令

(事業の範囲)

第63条 法第27条第1項(事業所得)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。)とする。

一~十 (略)

十一 医療保健業、著述業その他のサービス業

十二 (略)